

総務委員会 議案説明資料

令和3年9月28日

件名	頁
1 第88号議案 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正する条例	2

(政策経営部)

第88号 議案説明資料

令和3年9月28日

件名	足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部 I C T 戦略推進担当課、福祉部障がい福祉課
内容	<p>1 改正内容 現在、「足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づき、個人番号を利用した情報連携を行っている事務があるが、今回、要綱の廃止及び改正に伴い、本条例の改正を行う。</p> <p>2 改正の概要 (1)「足立区難病患者医療機器給付事業要綱」及び「足立区難病患者医療機器給付事業実施要領」の廃止に伴い、本条例の別表第1及び別表第2から「難病患者に対する医療機器を給付する事務」を削除する。 (2)「足立区重度身体障がい者救急代理通報システム事業実施要綱」の改正並びに「東京都火災予防条例の一部を改正する条例」及び「東京都代理通報事業者の認定等に関する規程」の整備に伴い、本条例の別表第1及び別表第2「重度身体障がい者に対する緊急通報システムの利用に関する事業」を改正する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表 (案)

改 正 前	改 正 後
	本則(略) 付 則(令和3年 月 日条例第 号) <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

別表第1 (第3条関係)

改 正 前		改 正 後	
機 関	事 務	機 関	事 務
7 区長	難病患者に対する医療機器を給付する事務であって規則で定めるもの	7 削除	
11 区長	重度身体障がい者に対する緊急通報システムの利用に関する事務であって規則で定めるもの	11 区長	重度身体障がい者に対する 緊急通報システム 救急代理通報システムの利用に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第3条関係)

改 正 前			改 正 後		
機 関	事 務	特定個人情報	機 関	事 務	特定個人情報
19 区長	難病患者に対する医療機器を給付する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	19 削除		
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			
		障害者関係情報であって規則で定めるもの			
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			

改正前			改正後		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
		<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>			
23 区長	重度身体障がい者に対する <u>緊急通報システム</u> の利用に関する事務であって規則で定めるもの	略	23 区長	重度身体障がい者に対する <u>救急代理通報システム</u> の利用に関する事務であって規則で定めるもの	略